

## 村上市上下水道事業審議会の運営に関する事項について

### 1 会議の公開等について

- (1) 会議は原則として公開するものとする。
- (2) 会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む。以下同様。）については、市の広報または事務局の会議記録用を除いて禁止するものとする。  
ただし、報道機関による報道用の録音、写真撮影については、会長の承認により許可するものとする。

### 2 会議時間について

原則として、1回の会議について概ね2時間を目安とする。

### 3 審議会の議事録等について

- (1) 議事録は、議事を記した記名の議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議に出席した委員の確認後、会長の承認を得る。
- (3) 議事録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

### 4 答申について

答申は、委員個人の意見ではなく、審議会としての審議結果をまとめるものとする。

### 5 その他

上記以外に審議会の審議について必要な事項が生じた場合は、会長が会議に諮って定めることとする。

○村上市上下水道事業審議会条例

平成29年7月3日

条例第22号

改正 令和元年12月23日条例第29号

(設置)

第1条 村上市の水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、村上市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営に関する事項
- (2) 水道及び下水道の料金に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 関係諸団体に属する者
- (3) 水道の使用者及び下水道の受益者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第29号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。